

■盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てんならびに本人確認の取扱に関する特約■

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、個人のお客さまの預金取引に適用されます。
- (2) この特約は、以下の取扱を定めるものです。
 - ① 盗難された通帳、証書（以下、「通帳等」といいます。）を用いて不正な払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）が行われた場合における取扱
 - ② 本人確認（預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱
- (3) この特約は、各種預金規定（以下、「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項は原規定の定めにかかわらずこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. 盗難された通帳等による不正な預金払戻し等

- (1) 盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当社に対して当該払戻しにかかる損害（手数料・利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
 - ② 当社の調査に対し、預金者本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料・利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当社への通知が、この通帳等が盗難された日（通帳等が盗難された日が明らかでないときは、盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳等の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当社が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- (6) 当社は、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、各号に定める額の限度において第1項にもとづく補てん請求には応じることはできません。
 - ① 不正な払戻しを受けた者その他の第三者から預金者が損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該受取額
 - ② 不正払戻しにより被った損害について本人が保険金を請求できる場合には当該保険金相当額
- (7) 当社が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (8) 当社が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

3. 預金の払戻しにおける本人確認

預金の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

4. 規定の変更等

この特約は、相当の事由があると認められる場合には、当社において変更できるものとします。この特約を変更する場合は、変更内容を当社ホームページにて告知することとし、変更日以降は変更後の規定を適用するものとします。

以 上

〔ご参考〕

預金者の重大な過失または過失となりうる場合の事例について

1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) 預金者が他人に通帳を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に(1) および(2) の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※ 上記(1) および(2) につきましては、ご病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他預金者に(1) から(3) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以 上